

議案第61号

山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき山辺・県北西部広域環境衛生組合格約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

天理市長 並 河 健

山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の一部を変更する規約

山辺・県北西部広域環境衛生組合格約（平成28年2月25日奈良県指令市町村第1040号）の一部を次のように変更する。

第3条第2項の表を次のように改める。

可燃ごみに関する事務	大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び河合町
不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみに関する事務	天理市、山添村、安堵町、川西町、三宅町、上牧町及び広陵町

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。